

常滑市教育振興基本計画(案)のパブリックコメント結果

- ・ 募集期間：令和4年11月25日(金)～12月23日(金) ※周知方法は市ホームページや広報12月号
- ・ 資料閲覧：市ホームページ、市役所、公民館（青海・中央・南陵）、とこなめ市民交流センター
- ・ 提出方法：郵送、FAX、メールまたは持参
- ・ 意見総数：1名（7件）

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	P.1 はじめに 1 常滑市教育振興基本計画とは	「あいちの教育ビジョン2025」の基本理念では、「社会の担い手となること」とあるが、本計画では、「社会の役に立つこと」と記載されている。間違っていて引用されているのか。	ご指摘のとおり、「社会の担い手となること」に修正しました。
2	P.2 第1章 1 計画の趣旨について	6行目の1人1台のタブレット端末の配備の前提条件として、「情報モラル教育」と記載があるが、おそらくWhomにあたる箇所が抜けているので、読んでいて疑問を覚えた。文言を補うなら「教員の」ではないか。 また、課題に「経済的な困難を抱える家庭の子供への対応」と認識されているが、本計画においても令和5年度施行の「こども基本法」の視点を明記する必要はないのか。	情報モラル教育は、教員だけでなく、児童生徒や関係職員等、幅広い対象者を想定しています。また、こども基本法のごことは明記していませんが、法の趣旨を踏まえた取組を進めていきます。 ご意見の箇所は今後の参考とし、原案どおりとさせていただきます。
3	P.4 第2章 1 基本理念と目指す人間像	「教育委員会は～」の段落の記述が、子供が施策の客体として捉えられているが、子供の意見表明や意見を聞きとり、教育行政に参画する視点を盛り込む必要はないか。 国の次期教育基本計画では「望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代」とスローガンにあるが、主体的に社会を作り出していく主体として子供をどう位置付けていくかが重要であると考えます。 二項目は、とても素敵な視点だと思った。「誰もが学びたいときに学び、(追記→活躍したいときに)活躍することができるような。」とすると、韻を踏んでさらによくなるのではないかと。	ご意見として今後の参考とし、原案どおりとさせていただきます。
4	P.5 第2章 1 基本理念と目指す人間像 「基本理念で目指す人間像」	基本理念で目指す人間像について、前のページでは「三方よし」を太文字で記載しているが、ここでも記載して、整合性をとる必要はないか。例えば、(4)で、「社会的に自立するための資質」とあるが、これからの時代、自立する上で相互依存や共存を考えていくことはとても重要な資質であると個人的に考えているので、(三方よしの精神)とカッコ書きで入れてもいいのではないかと考えた。	ご意見として今後の参考とし、原案どおりとさせていただきます。

5	<p>P.5 第2章 2 基本理念を実現するための基本方針</p>	<p>基本方針が、基本理念と目指す人間像の実現にどう寄与しているか、因果関係が見えづらい。例えば、基本方針1は、目指す人間像の(1)で理解すればいいのか。理解しづらいので図で示すなどしてもらえるとありがたい。</p> <p>あと、各基本方針について、現状の課題(問題・ニーズ)が示されていないので、方向性を示すことができていない。全てをデータで示す必要はないが、方向性を示したいのであるなら現状認識に錨を下ろした上で、方針を示さないと、計画の検証ができないし、どの程度達成したか施策担当者が評価できないのではないか。</p>	<p>計画の推進にあたり、別途、進行管理表を作成し、取組の検証と評価を行っていく予定です。</p> <p>ご意見の箇所は、進行管理表を作成するにあたっての参考とし、原案どおりとさせていただきます。</p>
6	<p>P.7 第2章 3 施策の実施にあたっての視点 (1)学校、家庭、地域、行政の役割の自覚と連携・協働の強化 ③地域の役割</p>	<p>地域の役割とあるが、ここでの地域とは何か、主体が見えてこない。記載にもあるように、「育む場」「学びの場」とあるが、いったい誰が役割を担うのか見えてこないので、具体例を例示しながら記載すると、自分ごととして捉えられるように思った。もし、現状において地域の主体が不足しているなら、社会教育によって育成すべきでは。シルバー人材の児童育成クラブの補助員などがこれに該当するのか。</p>	<p>ここでの地域とは、自治会、子ども会、老人会、文化・スポーツ団体等、いわゆる「地域」を支える様々な団体・個人を想定しています。</p> <p>ご意見の箇所は今後の参考とし、原案どおりとさせていただきます。</p>
7	<p>P.16 第3章 2 基本方針の取組 基本方針2</p>	<p>国の基本的な視点には、「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」の項目で、「多様性、公平公正、包摂性のある共生社会」とあるが、本市においては、障害＝特別支援教育と直結していないか。例えば健常者であっても苦手なことや配慮してほしいことは存在するし、反対に障害を持っていても通級したい子もいるのでは。区別するのではなく全ての人に合理的配慮の視点が必要であり、そのことを明記する必要はないか。</p>	<p>本市では、特別支援教育が必要な児童生徒を「障がい者」のみと限定せず、様々な事情から「個別の支援が必要な児童生徒」として捉えています。</p> <p>ご意見の箇所は今後の参考とし、原案どおりとさせていただきます。</p>